

## 京都議定書の発効

### はじめに

地球温暖化防止のための京都議定書が2005年(平成17年)2月16日に発効した。これを機に環境に対する議論が盛んになっているが、京都議定書については本欄において数年前に取り上げたテーマであるが、本稿は、同議定書の発効を受けて再度そのポイントを整理する。

### 1 京都議定書までの道のり

地球温暖化について議論が行われる以前、1980年代において、国際的な公害(例えば、酸性雨、オゾン層の破壊等)を防止する条約等(例えば、1987年の「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」)が国連を中心として採択されている。この地球温暖化防止の前段ともいえる時期の公害防止は、その排出源となる企業等の特定化が可能であり、公害を出す物質等の使用を規制することにより対処できた。

この公害の防止以前、1970年代の早い時期に地球温暖化の危険が指摘されてはいたが、1988年に世界気象機関が「気候変動に関する政府間パネル」を設立し、地球温暖化に関する総合的な研究を行った。

このような動向を受けて、国連が1992年5月に「気候変動枠組み条約」を作成し、各国(当

初155カ国)がこの条約に署名し、同条約は1994年3月から施行されている。また、この時期と同じ1992年6月にブラジルにおいて、「環境と開発に関する国連会議」、いわゆる「地球サミット」が開催されている。

そして、1995年に、「気候変動に関する政府間パネル」が第二次評価報告書を公表した。この報告書には、地球環境の今後のシナリオが掲載されており、その内容が地球環境に関する危機感を醸成した。

この第二次評価報告書が公表された1995年に、「気候変動枠組み条約」の締約国による第1回会議(COP1)がベルリンで開催され、第3回会議(COP3)において拘束力のある温室効果ガスの排出量の基準を定めることを決定した。この第3回会議が1997年12月に京都において「地球温暖化防止京都会議」として開催され、そこにおいて採択されたものがいわゆる「京都議定書」(正式には、「気候変動に関する国際連合枠組み条約京都議定書」という。)である。

### 2 地球温暖化とは何か

地球を取り巻く空気は、窒素79.1%、酸素20.9%を含んでいるが、二酸化炭素は、0.036%にすぎない。この二酸化炭素を主とする温室効果ガスは、地球を取り巻いてベール状に存在し、これが太陽熱のうちの地球からの反射熱の

# Topics of International Taxation

一部を通過させ、その他を再度地球に戻している。この温室効果ガスは、地球の温度を一定に保つ役割を果たしているが、このガスの層が厚くなると地球からの反射熱を通過させずに、すべて地球に再度戻すことになる。このような事態になると当然に地球温度が上昇することになる。これが地球温暖化といわれるメカニズムである。

このようにしないためにはどうするのかということであるが、この温室効果ガス、特に二酸化炭素の発生を抑制することである。そのため、石化燃料（石油、石炭等）の使用を制限することが必要となる。

### 3 京都議定書の内容とその影響

この京都議定書の議定書という用語であるが、気候変動枠組み条約の一部を変更した文書であり、全27条からなる国際条約である。この京都議定書がなぜ騒がれるのかということであるが、同議定書の最大の特徴は、1990年比で締約国各国に2008年から2012年の間に温室効果ガスの一定の数値について削減する義務を課したことである。その数値は、日本が6%、米国が7%、EUが全体で8%である。

例えば、日本の場合、2003年の数値で、1990年比で約14%上回っているといわれているが、これを2008年以降決められた期限までに削減することは難しいといわれている。そのために、石化燃料の消費を抑制する手段として、間接税である環境税を導入して石化燃料の価格に含める論議があるが、政府税調で審議はされているが、その導入の是非等に関して国内にコンセン

サスはできていない。

また、京都議定書では、排出権取引が認められている。この排出権取引とは、同議定書で定められた制限数値以下の国等が、その制限数値までの余裕枠を売買する取引である。例えば、1990年当時と比較して経済が下降しているといわれる旧ソ連の国々は、この余裕枠があり、日本のように省エネが進み、これ以上温室効果ガスの排出を抑えるのにコストが増える国にとっては、省エネコストよりも他国から排出量を購入した方が安上がりになるといわれている。この排出量取引をめぐる、税務・会計上の処理等はいまだ十分に議論されていないことから、今後の課題であろう。

最後に、米国は、この京都議定書が採択された京都会議には参加していたが、京都議定書の発効には参加していない。その理由はいくつかあるが、環境税のように、エネルギー源に課税することが米国では反対が多くて難しいこと、過去にクリントン政権下においてBTU税というエネルギー課税に失敗したこと等を受けて、議会がこぞって同議定書の承認（米国は上院の3分の2の賛成を要する。）に反対しているからである。

中央大学商学部教授

矢内 一好